

上堺地区（屋形・新島・北清水）

# 1000㎡以上の土地取引は届出を 10月1日から

10月1日から、上堺地区（大字屋形・新島・北清水）内の1,000㎡以上の土地について、売買などの取引をする場合には、事前に届出が必要となりました。

届出が必要な土地取引

- ・ 売 買
- ・ 共有持分の譲渡
- ・ 営業譲渡
- ・ 譲渡担保
- ・ 代物弁済
- ・ 交 換
- ・ 予約完結権・買戻権等の譲渡
- ・ 地上権・賃借権の設定・譲渡

監視区域に指定された上堺地区で、10月1日以降に千㎡以上の土地について売買などの取引を行うおとする場合には、取引の当事者（売買の場合は売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約

届出は  
契約の6週間前までに

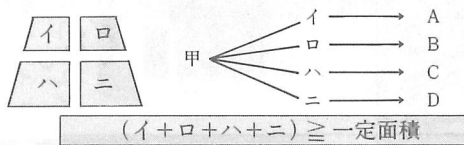
これは、最近の著しい地価高騰に対処するため、千葉県が国土利用計画法に基づいて房総リゾート地域（特定地域）を地価高騰監視地域に指定することに、横芝町ではこの中に上堺地区が含まれているためです。

国土利用計画法に  
基づいて指定

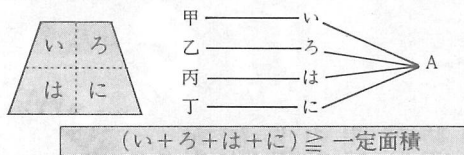
一団の土地取引

個々の取引面積は小さくても、合計すると一定面積（その地 10,000㎡）以上となる一団の土地取引は個々の取引それぞれについて、届出が必要です。

①買主が複数の場合



②売主が複数の場合



を結ぶ6週間前までに、役場都市整備課に届け出てください。知事は、その内容を審査し、問題がないと判断され初めて土地取引ができますということとなります。（届出用紙は窓口にて用意してあります。）  
なお、横芝・大総地区については、これまでどおり、一万㎡以上の土地取引をする場合に、届出が必要です。  
届出についての詳しいことは、都市整備課へおたずねください。



相談室をご利用ください

お気軽にご利用ください。10月の各相談日は次のとおりです。

相談室	相談日	場所	時間	備考
健康相談	10月11日(水) 10月24日(火)	上堺会館 文化会館	午後1時30分 ～午後3時	40歳以上の方は健康手帳をご持参ください
教育に関する諸相談	毎週(月・水・金)	中央公民館	午前9時 ～午後4時	当日は、電話でも相談に応じます(内線67)
心配ごと相談	10月3・17・ 24・31日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	
人権相談	10月3・17・24日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	
行政相談	10月3・17・ 24・31日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	毎月第1・3火曜日